24/5/31(金) 名古屋市議会経済水道委員会 名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

委員長:いまから、経済水道委員会を開会を開きます。

この場合、本件の案件、本日の案件に入ります前に委員の皆様に申し上げます。

あらかじめ正副委員で協議いたしました結果ご要望があった場合には委員の皆様には当委 員会における委員間討議についてではありますが、あらかじめ、あらかじめ正副委員長で協 議いたしました結果ご要望があった場合には、委員の皆様のご意見をお聞きした上で、必要 に応じ、判断、実施してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、観光部文化交流局関係で名古屋城天守閣木造復元、市民向け説明会の総点検についてであります。

それでは、本件を議題に供しまず、当局の説明を求めます。 佐治局長。

佐治局長:本日、当委員会でご調整いただきます案件は、名古屋城天守閣木造復元市民向け 説明会の総点検についてでございます。

令和6年2月定例会の当委員会における質疑および付帯決議を踏まえ、公平性公正性の観点から、名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会にかかる総点検を実施いたしました。 この度は、点検結果等をご報告させていただきたいと存じます。

詳細につきましては総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

片岡総務課長:はいそれでは、名古屋城天守閣木造復元師向け説明会の総点検につきまして、 お手元の資料に従い、ご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

尚、お手元には説明資料の他、添付資料といたしまして、名古屋城天守閣木造復元市民向け 説明会に係る検証報告書を提出をさせていただいておりますので、適宜ごらん賜りたいと存 じます。

(着座にてご説明ください。)恐れ入りますが、説明資料の表紙をお開きをいただきまして、 I ページをお願いをいたします。

1、名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会の概要でございます。

このたびの総点検の範囲となる市民向け説明会の開催された年度ごとに名称内容、開催日数 会場数および参加者数について、それぞれ掲げさせていただきました。

ご覧たまわりたいと存じます。

2ページをお願いいたします 2、名古屋城天守閣木造復元、市民向け説明会、検証部会の設置でございます。

令和6年2月定例会の当委員会における質疑および付帯決議を踏まえまして、職務の執行 の公正さに対する市民の疑惑や、不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する 市民の信頼を確保すべく、当局の行政管理委員会の枠組みをもちいそれをもとに、検証部会を設置をいたしました。

このページから3ページにかけまして、検証部会に係る(I)目的(2)検証事項、(3)構成および(4)開催経過につきまして、それぞれ掲げさせていただきました。

ご覧賜りたいと存じます。

4ページをお願いいたします。

3、資料調査でございます。

総点検における調査は、資料調査とヒアリング調査の2段階に分けて実施をいたしました。 まず、資料調査では、(I)概要といたしまして、文書の保存年限が経過しているものもご ざいますが、電子または紙媒体で保管されていた資料全てを対象に実施。

- (2)調査員といたしまして、検証部会から指名された当局の管理主幹私総務課長と管理主 査庶務担当課長補佐が調査を行いました。
 - (3) 対象資料といたしまして、事実確認資料等、5 点を掲げさせていただきました。
- (4) 調査結果といたしまして、公平性、公正性に疑念を抱かせるような働きかけ発言などの記録は確認されず、市民の疑惑や不信を招くような内容や調整経過が不自然な点も確認されませでした。

ただし、各年度の実施状況におきまして、なお慎重に調査を行うべきポイントが整理されたことから、(5) ヒアリング調査に向けた検討といたしまして、資料調査を踏まえ、ヒアリング調査における聞き取り項目を年度ごとに整理いたしました。

なお、聞き取り項目につきましては、添付資料の9ページから IO ページにかけまして、掲げさせていただきましたので、併せてごらん賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、説明資料の方にお戻りをいただきまして、5ページをお願いいたします。 4、ヒアリング調査でございます。

(1) 概要といたしまして、まずは付帯決議にございます

令和6年3月18日の当委員会における当局の答弁調整に関わった職員に対しまして調査 を実施いたしました。

これは、当局から答弁をいたしました。

市長から一部職員への働きかけがあった件につきまして、その内容や当時の状況を確認する ところから調査を開始したというものでございます。

その上で、過去の市民向け説明会の運営に関わった当時の役職者につき対しまして、調査を 実施いたしました。

(2) 調査に委員といたしまして、資料調査と同様に、検証部会から指名された当局の管理 主幹および管理主査が調査を行いました。

また、市長に対するヒアリング調査につきましては当局の倫理官局長が調査に加わっております。

(3) 対象者といたしまして、区分ごとの人数を掲げさせていただきました。 ご覧賜りたいと存じます。

- (4) 調査結果といたしまして令和6年3月18日、経済水道委員会における答弁調整に関わった職員につきましては、働きかけの事実を改めて確認をいたしますとともに、その当時の状況把握は、短い時間の時から中で行われており、市長の発言の背景事情等の把握が丁寧には行われていないこと。
- 一方の当事者である市長に状況の確認を行っていないことなどが確認されました。

このことを踏まえまして、過去の関係者に対する聞き取り済みましたが、平成 28 年度から令和 4 年度に実施した市民向け説明会の運営に関わった当時の観光文化交流局、役職者および市長にございますように 3 月の当委員会において答弁された平成 30 年度における市長と職員との間でなされたやり取り以外に、公平性公正性に疑念を抱かせるような事項は確認されませんでした。

なお、ヒアリング内容につきましては、添付資料の 12 ページから 27 ページにかけまして、 用紙を 31 ページ以降に、参考資料といたしまして、その詳細をそれぞれ掲げさせていただ きました。

あわせてご覧たまりたいと存じます。

恐れ入ります。

説明資料にお戻りをいただきまして、6ページをおひらきください。

- (5) ヒアリング結果を踏まえた分析および調査でございます。
- (1) 概要といたしまして、ヒアリング調査において、その他に、公平性、公正性に疑念を抱かせるような事項が確認されなかったことを踏まえまして、平成 30 年度における市長と職員との間でなされたやり取りについて背景事情や関係者の認識等を中心ヒアリング結果の分析および評価を実施したものでございます。
- (2) 平成 30 年度におけるやり取りの詳細といたしまして、平成 30 年度、 I 回目の市民向け説明会が開催される少し前の I 2 月ごろ、当時の担当職員が単独で市長の執務室に赴き、市長に説明および最終確認を行った際、市長からこういう説明会をやると、反対派ばかり来るので賛成派を呼べないかという話があり、職員が、行政の職員としては、一方の主義主張の方に声掛けするようなことはできない。

偏って参加を呼びかけるよというようなことはできないと答えたものでございます。 なお、このやり取りの後、市長が職員に対応を求めることはございませんでした。

- (3) 平成 30 年度におけるやり取りの背景事情といたしまして、前年度、平成 29 年度の市民向け説明会の参加人数が少なく、市長は残念に思っており、会場がガラガラじゃいけない、名古屋城のことを詳しく知らない市民にしっかり説明をする場にしなくてはならない。反対の人ばかりではなく、賛成の人にも来てもらわなくてはならないと考えておりました。参加者数が総じて少なく、質疑応答では、反対の意見を持った方々が積極的に発言していたという認識は、職員からも複数確認されているところでございます。
- (4) 平成 30 年度におけるやり取りに対しての双方の認識といたしまして、職員は市長の発言を指示とまで捉えることはございませんでしたが、市長自身の経験から、それなりに強い思いがあって言っているものと認識して一方、市長は裁決したり決定したりする場合は別

だが、誰でも参加することができる市民向け説明会において、賛成の人を呼ぶこと自体は、 来てもらうことは悪いことじゃないと考えておりまして、こちらの意に沿う意見を喋っても らう。

意見を捏造することがさくらであり、そのことは、絶対にやっていないと証言をしてございます。

また、職員は、市長が求める賛成派につきまして、賛成の意見を言う人ということの意味で はなく、賛成の意思を持った人を呼べないかという意味に受け取っておりました。

7ページに参りまして、後括弧 5 市長の発言を受けた局の対応といたしまして、職員は一貫 して対応断っており、市長がそれでもなお対応を求めることはございません。

また、他の職員に同様の対応を求めるということも確認されませんでした。

結果として、市長の発言により、市民向け説明会の公平性、公正性に疑念が生じたり、市民 の疑惑や不信を招くような行為が行われたりすることはございませんでした。

- (6) 平成 30 年度という発言の時期といたしまして、職員は、市長とのやり取りがございました時期を平成 30 年のことを明確に記憶をしております。
- 一方、令和6年3月 | 5日の総務環境委員会において、中川委員から発言がございました市長特別秘書のいわゆる桜問題は令和元年 | 2月3日のことであり、| 年近く時期の開きがございます。

このため、両議員につきまして直接の関係はないと返したところでございます。

かっこ 7 平成 30 年度を初めとする各界の市民向け説明会の運営といたしまして、市民向け説明会における質疑応答では、様々な立場の方から、できるだけ広く意見や質問が出るよう行われており、不自然に思われる場面はございませんでした。

平成30年度からは、司会者を外部の第三者に依頼するようになっており、質疑応答の冒頭、司会者がこれまでの説明会で一度も発言していない方を優先したい旨のアナウンスを行っております。

これは、より多くの方から多様な意見をいただくために行われており、私的に特定の方を排除するような運用にはなっておりませんでした。

また、発言はおおむね3分という持ち時間が設定されておりましたが、持ち時間を経過しましても、発言を突然に打ち切るということはなく、市民からのご質問、ご意見を真摯にお聞きする場としての運営が心がけられておりました。

8ページをお願いをしたします。

最後に、6、結論でございます。

今回の調査では、平成 28 年度から令和 4 年度に開催された市民向け説明会におきまして、公平公正な会の運営に市民の疑念を抱かせるような事実は確認されませんでした。

平成30年度の市長と職員とのやり取りでは、市長の賛成派を呼べないかとの発言を指示とは認識していなかったこと。

ここで言う賛成派を呼ぶことが市民向け説明会において、 賛成の意見を言わせることとの意味には捉えられていなかったことが言った側と言われた側すなわち市長と職員の双方において確認されました。

平成30年度の市長の発言は、結果として、職員による何らかの行動に繋がることがなく、市民向け説明会の公平性、公正性に疑念が生じることはございませんでした。

市長の発言があった

平成30年度と中川文化小劇場における中川市議と市長特別秘書による動員依頼が指摘された

令和元年度には時期的な開きがあり、両件に直接の関わりはないものと解したところです。 今回の検証により明らかとなったのは以上のことでございます。

このことを踏まえまして、新ためて市民の皆様の疑念を招くこととなりました。

先の当委員会での答弁を振り返りますと、答弁内容の作成にあたり、昨年度の担当職員は、過去の歴代担当職員に対して、ごく端的な電話でのやり取りで聞き取りを行っており、市長の発言が、いかなる場と状況において発せられたものであるか、丁寧な把握が行われておりませんでした。

また、答弁は職員からの聞き取り結果に基づいて調整されましたが、それのみでは正確な事実が伝わらない可能性があることに鑑み、適正を期す手続きといたしまして、一方の当事者である市長にも事情を確認すべきでございました。

答弁当日、このことを証言した職員の特定を避けるために、市長の発言の時期がわからないように答弁をしたために、市長と職員とのやり取りのが、中川文化小劇場でのいわゆるサクラ問題とは、時期が異なっていることが明確にならず、両件が直接関係しているかのような誤解を生じさせる可能性がある答弁となりました。

さっきの答弁に際しまして、市長の発言がいかなる場と状況において、発せられたものであるか、また、市長の発言がその後、局においてどう扱われたかが丁寧に答弁されておりますれば、委員会審議に際し、より正確な事実を示すことができたと考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご調査たまりますようお願い申し上げます。

委員長:説明が終わりましたので、ご質疑があればお許しいたします。

小出昭司(自民・中村区):私先日この検証報告書をですね、事前にいただきました。 これを拝見をしてですね、まず大変驚いたのが、12ページからのこのヒアリング結果であ ります。

その中に区分としてですね、この答弁調整の経緯ということで、赤裸々に、具体的にいろんなことが書いてあるわけなんですけど。

大変これに驚きを覚えました。こういったものを見るのも私はそんなの何十年も議員をやってきたわけではありませんが、私の知る限りでは初めて拝見をしました。

答弁調整の経緯ってなんぞやと。

意味がわからなかったというのが私の具体的な感想というか、委員会においてもですね、本会議においてもですね、役人の方々が我々の控え室に出入りをされます。

それは我々に対して、当局の方々が、情報収集にきて見えるもんだというふうに思いました。 我々が我々の主義主張に基づいて、議員が、市民の皆さんからいただいた大切な税を少しで もいい形でより一層市民に喜んでいただけるために、市民の皆さんのためにより良い使い方 をしていただきたいという思いで我々は議員になってるわけなんですけど。

そういった中において、行政が提案をされたことに対して、行政の方々が、その議員がどう いう考え方を持ってるのか。

そういうようなことを少しでも聞き出して結果として、予算が通ったり、決算がきちっとした形で採決されたりと、それから提案されたことが、できるだけ皆さん方の意に沿うような形でやれるようにということで情報収集、聞き取りにいらっしゃってるもんだというふうに思って今までずっとやってきました。

それがですね、この答弁調整と、いうような言葉でくくられてるというのは、当局としては そういう感覚でやられてたんですかこれ。

総務課長:今委員がご指摘の通り、いわゆる答弁調整っていうのはこれが役所の言葉なのか どうかっていうありますけど、我々一般的に、ありますが、我々の必要性において、議員の 皆様の問題点どういうところに我々の例えば提案ことを我々はご説明申し上げることの問 題意識を持っているかということを正確に把握を申し上げ、それに対して的確にお答えをす るために我々の必要性においてやってるもと認識しているものでございます。

小出昭司(自民・中村区):であれば答弁調整なんていう区分の書き方が間違ってんじゃないすか、今総務課長言われたことを目的として来ていただいてるんであれば、どうですかこれ。

総務課長:私どものいわゆる答弁調整というものに関する認識というのは今お示しもうしあげました通りでございますが、そのことをですね、一般的にちょっと答弁調整という言葉で役所の中で用語として用いているということに対して、正直これまであまり問題意識を持ったことがございませんでした。

小出昭司(自民・中村区): これはまず訂正してもらわないとですね、大きな誤解を招きます。市民これ見たらこれどう思いますか。 そうかと。

議会とね、それから役所は出来できなんだと。

事前に調整して演劇やってんじゃないかというふうに思われますよこれ。 どう思います、それ。 だからこの言葉、あなた方が自分たちの世界の中で、まずそういったところから僕は根本的な部分で、ちょっとずれて一般市民の感覚とずれてきてんじゃないかと思うんですよ。 もう調整ししてるなんていうような感覚自体を根本的に変えていただかないといけないと 思うんですけど、どう思いますか。

総務課長: ただいま小出委員から非常に的確なご指摘をいただきまして、確かに私ども役所の世界の中で当たり前と思っていることが、市民から見たときに実態に合っていないそういう用語の使い方ってのは日常的にしているかもしれないなぁということを非常に今、痛感して反省していることろでございます。申しいわけございません。

小出昭司(自民・中村区):調整したいんですよ。

調整しようと思って来てるんですよ。

それがあなた方の世界でそれがもう調整しに行ってるから、調整しようと思って言ってるから、こういうような言葉が平気で出てくるわけですよ。

我々違いますよ。

我々は少しでも皆さん方から出てきた提案が少しでも市民の皆さんのためになるように、 我々は意見を述べている。

事前にお聞きに、ヒアリング来られたので、少しでもいい方向になるように、我々が意見を述べてるだけであって、調整してるわけじゃないのでそこだけは本当に誤解を招かないように、これはまず訂正をしていただきたいことと、それからここの内容においてですね、驚きの内容がもう読めば読むほどすごい内容がですねこれ書いてあるんですが、これ今回ですね名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会に係る検証報告書と思って見たら、そちらでいう答弁調整の経緯等においてですね、すごい内容の市議員が何か言ってるとかですねそんなようなことをいろいろ書いてあるわけなんですけど。

私から言わせると、聞きに来られたので、ね。

役所の運営は当局の運営が少しでもうまくいくように、そして市民の皆さんに少しでもプラスになるようにというようなことで、内々にお話をさせていただいていることなわけですよ。こういうような形でそれを調整と捉えて、こういうような形で赤裸々に書かれてやっていくということになると非常に誤解を招く。

我々も、各会派会派、各政党制等によって主義主張も違うし、様々な歴史的背景もいろいろ ある中において、端的にこういうような形で書かれては大きな誤解を招くようなことにもな るし、それから今後、こういうような検証報告書が出たときに、私の知る範囲内ではこうい うような内容がこういう形で書かれてるのは初めての事例なので、これからですね、観光文 化交流局に限らず、いろんな当局の方々が情報収集にいらっしゃるというようなことにおい て、少しでも良い形で市民のためになるようにというような思いで我々が発してることがで すね、誤解を招くような結果に繋がりかねないような内容であるわけなので、これ全議員に 確認を取って印鑑もらってから、別ですけどねサインもらって、そういうような確認がどこまで取れてるかわかりませんが、非常に私は恐ろしい検証報告書が出てきたなと。

他局にも大きな影響を与えるですね、大きな検証報告書だというふうに思うんですが、特に ここの部分においては、その辺ってどう思います。

総務課長:はい、今縷々小出委員からご指摘あった点この部分はですね、またこれも役所のこの何というか、文化そういうご指摘を頂戴することになるかもしれませんが、いわゆるご説明をいただく趣旨と、我々がお答えをしようという内容がですね我々として的確に議員の問題意識が把握できているか、きちっとそれに的確な答えができているかというそういった私どもにおいて必要な調整を行うそういった一般的な答弁調整の範疇であるというふうに捉えておりました。

そういった意味でこの部分については明らかにしても差し支えないような内容であると申 しますか、逆にこの市民の疑念を払拭するというような目的に置いたときに、この経過を明 らかにすることで当局が何かを隠蔽しているようなことはない。

それから通常調整にかかるような、場面のない第三者が関与しているということではない。 あるいはその私的な調整の跡が何かうかがわれるわけではないといったことを確認できる ようにということで調べたことを包み隠さずまず明らかにするという判断をしたというわ けでございます。

小出昭司(自民・中村区):ちょっと確認なんですけど、職員のAさんとかBさんとかあとはこの内容においては確認をいろいろとってらっしゃると思うんですけど、再度確認なんですが市議のCとか、Bとかちょっとあったかどうか忘れましたけど例えばCさんとかと、この内容においては各調整の経緯だとか、そういったようなことにおいてはこれで間違いないかどうか確認は取ってますか。

総務課長:端的に申し上げますれば、ヒアリング対象となった職員ということで資料に掲げた職員以外のいわゆる外部の方々に、確認をとってございます。

小出昭司(自民・中村区):それってまずくないですか。

確認も取らずに、C議員がこう言ったとかって、総務課長:はい、私どもの考えてといたししまして、いわゆる聞き取りに聞き取りによって、その証言の中で具体的な名称が出てきた外部の方こういった方々とのやり取りに際して事実がどうだったのであるかというその事実認定が必要な場面というものが出てくれば、それは相手方も一方の当事者ということでございますので当然その聞き取りも行った上で、突合するという作業が必要であると考えてございました。

ただ先ほど申し上げましたようにこの部分の検証の目的というのが、私どもがこれを明らか にすることで何かを隠蔽したようなことではない、あるいは私的な調整を行ったわけではな いというようなことを明らかにするために必要な部分だというふうに理解をしておりましたので、相手方に対する確認を行っていなかったというごとでございます。以上です。

小出昭司(自民・中村区):こんなことで時間もあんまり取りたくないので、あまり時間をかけるつもりはありませんけど、こうやって公のですね検証報告書として出されてるわけであって、そのヒアリング結果で要は自分の記憶を元にですね、作ってるもので記憶が間違ってたか間違ってるかどうかのですね。

相手方があるわけですから、当然この検証をして初めて検証報告書になるんであって、委員 会で一つ一つのですねまた検証しなくちゃいけなくなっちゃいますよこれ。

言ってることわかっていただけるでしょうか。

非常に大きい、重大なことなんですよこれ。

ある意味なんか告発みたいに見えちゃうしね。

そのあたりの問題はどう考えられますかこれ、その検証が相手方の確認も取らずに、その検証をしてるっていうような検証においてどう思われますか。

総務課長:今ご指摘をいただきましたことにつきまして、検証全体を通じて、やっぱり事実認定をするという段が必要な部分においては、やはりある一方の発言のみをもってそれを信用するということにはしておりませんので、それを突合して、事実がこうだったよというと、こういう作業については、その聞き取り対象となった職員対象についてはやっておるわけでございますけれども、先ほど申し上げたようにそういったことはちょっとこれによって明らかにしたい趣旨が違うということでその確認の段というのをですね、行っていなかったというのは、確かにまして、そのことについて今、小出委員の方からご指摘をいただきましたことそれはその通りだという。

今意識をいたしております。

そういったことで確かにそういったことが、やっていなかったというはお認めさせていただいた上でお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

小出昭司(自民・中村区):天下の名古屋市の行政が監査機関も取った経過の中における、 検証報告書がですね、そのような状態では、大変困るし、市民の皆様これ絶対信用すると思 うんですよ。

絶対に、名古屋市が出してきた検証報告書ですから、だけどそれがですね、勘違いでしたと か。

思い違いでしたとかっていうような可能性が排除されていない。

極力そういったことを排除しようというような行動を起こしてないような状態の内容のものだということになってしまうんですね、これね、なりますよね、これね。だからその部分において非常にこれ私はこの答弁調整の経緯というのがすごく問題だというふうに思ってます。

今回の結論のところを、読まさせていただいて、結局はですね、この問題をこんな内容のことってどこと関係があるのかなと思ったんですよ。

この結論内容と、このヒアリング結果と、全然繋がってないんですね。

ただ要は、その市長が賛成派を、呼べないかと言ってたっていう事実においてはこれ間違いないいんですよねこれ、ちょっとそこだけもう | 回確認させてください。

総務課長:その段のやり取りにつきまして、平成30年度当時市長と職員の間で、いわゆる3ヶ所を巡る何らかのやり取りがあったということについては、今回も間違いないものというふうに捉えてございますが、実際その場で、どういう具体的な言葉を用い聞いて、やり取りをされたというのかというのはあくまでもこの記憶をたどる調査ということでございますので、職員、Aの方からは反対派ばかり来るので賛成派も呼べないかという市長からの発言はあったと言いますが、市長からは、必ずしもそのように言ったとは思えないと。自分の意図としては市民説明会であるので、幅広い人たちに賛成の人にも来てもらいたいという背景の中で発言したというようなことで言っているので、細かな部分で言うと一致をしていない部分はありますけれども、そこに賛成のいわゆる賛成の方も含めた参加者を広く呼びたいというような大まかなところで言うとあのやり取りがあったということは共通しておりますので、その部分については事実であろうというふうに推認したということです。

小出昭司(自民・中村区):最後にしますが、市長さんというのは名古屋市のトップで、絶対的な存在で、ある意味企業で言えば代表取締役社長のようなですね、存在であって、社員がですね、社長さんからですね。

賛成派を呼べないかって書いてありますもんね、これね賛成派を呼べないかというふうに言われたら、当然ですね、そのような行動を起こすんであって、社長の意図がどこにあるかっていうような問題なんていうのはですね、社員からするとですね推認できないですよね。無理です、そんなことは、社長が言われたことは絶対ないわけですから。

だからそのことに対して行動を起こすだろうなということは我々は常識に考えます。

そういうような言葉が発せられるとですね当然局の中に、担当部局の中にはそういうような 状況で市長が考えてらっしゃるってことは、どんどんどんどん広がっていくのは一般的に考 えられる。

そうなると局全体としてそういうような方向性で進むことになっていく。

時間がたてばたつほどそういうような状況になっていくと。

いうようなことは当然のことであって、その裏っかわの意図だとかそういったことはある意味どうでもいいというふうに思います。

リーダーとしてトップとして言われた発言が、重いであって。そのことがどうであるか、端 的にそのことだけだというふうに思いますので特にこれなんか取ってつけたようなこの答 弁調整の経緯というのがこの辺にあるところもですね非常に不思議だなというふうに思い ながらもですね、今後非常に私はこういうものが他の局でもですね出てくることが当局にとっても、名古屋市の行政にとっても、それから市民にとっても本当に良いことなのかなと。別になんていうか伏せろという意味ではありません。何でもオープンにしていくことは大事なことだというふうに思いますけど、それが湾曲して伝わるような状況で、こういうものが出てくるということが問題だいうふうに思ってますので、そこはよくお考えをいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

佐治局長:小出委員からルールご指摘ございました今回のこの報告書のまとめ方で答弁調整という言葉を使うところにつきましては、我々いろんな政策事業を提案する側とから市民の方々の意見を踏まえ、吸収してそれをする前よりいろいろご提案いただく、その先生方との議論の中でいろんな事業政策が進んでいくというふうに考えておりますことを考えると、答弁調整という言葉は不適切だというふうに考えております。

これは反省させていただきますからまた、今回の報告書もまとめておりますように一方の当事者の市長にもその意見を確認すべきだったということを書いている矢先から、先生方の本人確認を取らないままに一つ報告書に名前を、個人を特定する形ではないんですが、名前載せたところにつきましても大きな反省材料だったと思いますので、今後しっかりの確認をするなりして、載せる場合はそういう手続きをとった形でやっていこうというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

小出昭司(自民・中村区):そういう意味で、しっかり再検証していただきたいというふう に思います。これが合ってればいいんすよ。

何も問題はないです。この C 議員さんってどなたかわかってらっしゃるわけですね皆さん 方は、当然ですからきちっと確認を取っていただいてですねこれで問題なければこれで検証 報告書として結論立てていただければいいんですけど、そこに一定の記憶違いだと何か当局 の私的なですね、これはわかりませんよ、私的な内容になっているというふうに C 議員が 捉えてしまって、これは誤解を招くというようなことがあるかもわからないですので、そこ はしっかりと確認をとっていただきたいなというふうに思います。

先ほど局長からもその答弁調整という言葉遣いは間違いだというふうに言っていただいた のでその言葉を納得するしかありませんが、要は議員と議員のところ日控え室に何なりにい ろいろ情報収集に行くヒアリングに行く。

そんな中で、のちのち皆さん方のお役人、担当者同士で調整をされるわけであって、は我々と調整してるわけじゃないので、そこは本当に誤解を招きますので、ぜひ気をつけていただいて報告書に反映をしていただければというふうに思います。 以上です。

委員長:他に、

みつなか美由紀(共産・緑区): この市民説明会、平成 28 年から令和 4 年まで 7 年間の市 民説明会ですね、関わった職員市民市長にヒアリングを行い、そして結論的には、どの説明 会においても、公平公正な会の運営に市民の疑念を抱かせるような事実は確認されなかった ということで、結果的にはそういう不正といいますかねそういうことが行われなかったとい う事実は確認をいたしました。

そこで、この検証報告書検証報告書の 19 ページの辺りを見るとですね、市長と職員 A さんとのやり取り、これは職員 A さんから聞き取ったものということ認識でよろしいですか。

総務課長:委員ご指摘の通りでございます。

みつなか美由紀(共産・緑区): そこを読む限りではですね、絶対やれというものではない けれども、それなりに強い思いはあって言われたと。

市長から一旦お断りしたけどそんなこと言っても、何とか呼べんのかということも言われたと。

で断っても市長は納得しておらずブツブツは言っていたということで、この市長の賛成派を呼べんのかという発言がですね、どれくらい本気度があったのかと、私はこのやり取りこのA さんからの聞き取りを読む限りでは、市長はやはりかなり強い思いを持って賛成派を呼びたいと。

呼ぶということを主張していたというふうに感じますが、そのあたりどう感じられますか。

総務課長:これは今委員のご質問の件は、やはりこの内心に関わることでありますのであの 市長。

から得た証言を元に考えていくしかないわけでありますけれども、そもそも市長はいわゆる 説明会であるので、反対の方の意見も反対の意見を持っている方も賛成の意見を持っている 方も、名古屋市が取り組もうとしている事業というのはどういうものかというのをしっかり と知ってもらいたいという認識あって、そういう中で、やはりそのそういった会には反対派 の人たちが比較的多く来ていろいろと意見を言うという場面が目立つので、賛成の人にも来 てもらって、名古屋市の取り組みを知ってもらいたいというそういう意図だというような言っていますそういう意味においてできないという職員からの答えに対して、それがなぜでき ないのかっていうことを、なかなか自分の腹に落とすまでにそういったやり取りがかなり続 いたものというふうに当時の状況を捉えてございます。

みつなか美由紀(共産・緑区): はいこの時点で A さんはかなり強い市長の思いがあって言われたというふうに感じられたとこれが、結論のところを見るとですね、市長の賛成派を呼べないかとの発言を指示とは認識していなかったと。

賛成派を呼ぶことが、市民向け説明会において賛成の意見を言わせるという意味では捉えられていなかったということは双方に確認されたということになっています。

賛成派を呼ぶということが、直接賛成の方のね、意見を言わせるというところにはまでは繋がっていなかっただろうということですけれども、この結論 A さんは、それなりに強い思いがあったと感じられた。

市長の中に、っていうふうに感じられたそれで、結論においては他、双方において確認されたと。

いうことで、この市長からの聞き取りもされていらっしゃるんですけども、これはあの市長からも確認したところそういう結論になったということなのか、その辺の少し整理をしたちょっと時系列的に教えていただければと思います。

総務課長:時系列的なということで言いますと、やはりさっきの2月定例会における、当 委員会における答弁に、端を発しているところでありまして、まずそんときの事実っていう のを受けた側としてどういうふうに認識しているのか、あるいはその詳細はどうだったのか ということを職員Aに対して詳細に聞き取るというところが先でございます。

その上で市長にそのあとでその当時のどういう真意思いでもって発言をしたのか、それから どういう言葉で発言をしたのかということも、できるだけ詳しく思い出していただきながら 聞き取りを行ったわけですけれども、市長がそのときに、具体的にどういう言葉で言ったか っていうことについては、必ずしもちょっと明確ではなく、ただこういう趣旨で自分は一貫 をしているので、こういう趣旨に基づいて物を言ったはずだということは、聞き取りの中で 得ております。以上でございます。

みつなか美由紀 (共産・緑区): この賛成派を呼べんのかという、この市長の発言がですね、 どうして起こったのかというところについてお聞きしていきたいと思いますが、平成 28 年 から説明会が行われています。

平成 28 年 29 年のところではですね、市長はこういう発言はしていないわけですよね。28 年 29 年のところでは説明会では市長は参加をしていましたが、質疑には答えておらず、冒頭と終わりの挨拶だったということで、平成 30 年の説明会から、質疑に市長が参加しておられます。

で、この 28 年 29 年と、30 年というところで、何が変わったかっていうとやっぱり市長が質疑に参加をするという形態にしたということが大きな変化だったわけです。

市長がね、市民の方からの意見を聞いたり質問に答えるというところでは、過去の 2 回に おいて反対派の方の参加が多かったということもあって、あると思うんですけども、やっぱ り賛成の方の意見や質問を出してもらってそこに答えていく。

そこでは市長のね、今までの持論だったり、木造復元を実現させたいという強い思いがあるわけですから、そういうところで賛成派の方の質問なんかに、主体的にですね、答えていくことで、木造復元の方向に機運をね、一気に高めていきたいということが市長の中では思いがあったんだろうと、これは私の想像でしかないんですけども、ということで、市長が質疑に応答するという。

形にしたということが、やっぱこの市長の発言に影響をしているのではないかというふうに 考えますが、当局のお考えはいかがでしょうか。

総務課長:まず市長の発言の具体的な内容ということでございますが、先ほど来申し上げておりますこういう機会に反対派ばかりになるので賛成も呼べないかということについては、職員 A からの証言ということでございまして、まず市長は聞き取りの中で、自分は賛成派反対派っていうような言葉は使わんぞと。

ということで賛成の方だろうというようなあの言い方をまずしていて、先ほど来申し上げておりますように、説明会なのでより多くの方様々な考え方両方の考え方を持った人に来てもらいたいというそういった趣旨は自分は以前から今もなお一貫しているのでそういう趣旨で言ったはずだというようなことを聞き取り中で言っております。

またそれに関連をいたしまして、報告書の 15 ページのところにありますが、この当委員会での委員会の後というふうに伺っていますが、市長と職員 A が話をする近いというあってそんときに市長からしてみても平成 30 年のことって非常に古い事であるので、その当時を思い出しながら当時どういうことを言ったんだろうなっていうようなことを双方で確認し合うやり取りはあるんですけれども、その中でも賛成派っていうことはが出たかどうかっていうことについては、だったかなみたいな感じで市長も職員 A との会話に応じているっていうところもありますので、事実としては、必ずしも符号するかどうかということは、ものすごく細かい具体的な言葉で言うとなかなか難しいなということには思っておるんですけども大意においてその説明会に賛成の人も呼びたいというような意図でのやり取りがあった。

そのことについては事実であろうというふうに、この報告書では捉えてございます。

それから今委員から時期の問題のことについてのご発言があったんですが、確かに我々過去の説明会の状況を踏まえていまして、30年度から市長が自ら登壇をして市民との質疑応答にも臨むという形で、会のやり方自体が大きく変わった時期でもある。

逆にそういうやり方に変わったからこそ、市長に今年、今年度はこういう形でやりますようお願いしますねというのを職員 A が市長に事前に説明に入ったときにこのやり取りが出たっていうことを職員 A は明確に覚えているというような証言を得ているところでございます。

みつなか美由紀(共産・緑区): この市長の内面に対しては質疑に、自分が応じるということと、賛成派を呼でんかというところは、必ずしも一致しないところなのかもしれませんが、次のですねでは、令和元年に桜問題というのが、上がってきます。

検証報告書の結論のところではですね、時期的な開きがあり、両件には直接関わりはないというふうに結論付けておりますけれども、私はここのところ少し違和感を感じております。

平成 30 年のところがですね、開催時期が平成 30 年の | 月と、 | 月に五つの区で行われておりシンポジウムも | 月に行われたということですよね。令和元年は | | 月ここまで説明会は行われておりません。

なので、非常に | 年、10ヶ月ですか 2 年近くの時期の開きはあるわけですが、ここでもしね、もし、もしの話で申し訳ないんですけど、平成 30 年の説明会が | 月と、例えば、10 月とか | 1 月とか、に開催されていた場合、ここで桜問題がなかったか言えば、それもやっぱり、あの、検証はできないわけなんですね。

平成 30 年の質疑に市長が参加するということで、もちろん反対派の意見や質問もあったと思いますけれども、賛成の方の意見や質問と、いうのには、市長も自分のね、木造復元実現させたいという方向の思いでね、お答えになられたかと思うんですね。その平成 30 年の市長が質疑に参加した説明会のことをですね様子など、市長と特別秘書との間で何も話されなかったということはあり得ないと思うんです。

そこで特別秘書が、市長の天守閣木造復元への熱い思いと、そういうのも日常から見聞きしていると思いますし、同じ思いを持っておられるのかと思います。そこのところで市長の気持ちを慮ってというか要は忖度をして今度は賛成派の人をね実際呼んで、しかも発言をさせようと。

で木造復元の実現に一気に機運を高めたいというところで、今回の絶対にあってはならない 桜を集めるということが特別秘書と議員の間で行われたということに繋がったんじゃない かと。

これはもう私の個人的な推測の域を出しませんが、この平成30年の1月と令和元年の11月というところで間が空いているからという理由で、両件について関わりがないということは結論付けるにはちょっと理由が不十分かなというふうに思っておりますけれども、そして私がこういうような疑念を持つということは、市民の方もねも同じようなの疑念を持っても致し方がないと思っておりますけれども、その辺どう思われますか。

総務課長:まず平成30年度市長と職員のやりとりがあったとありますが、この職員Aは市長からお話があり、いろんなやり取りはしたものの、最終的には市長もそれなりに腹落ちをし、何らかのこれが行動に移るということはまずなかったということが重要な事実だったかなと思います。

それから令和元年度につきましては確かに総務環境委員会において、いわゆるサクラや問題の件っていうのが取り上げられているいろとご質疑がありました。ただ、その最終的なところとしては特別秘書は当時のことは覚えていないというような答弁をしていて、事実関係がわからないというような結論になったのではないかというふうに承知をしておりますが、がいずれにしても元年度にそういった問題があったので、元年度の中川文化小劇場というのも資料ご覧の通り今回の検証の対象になっている会でございますので、非常にその部分についてはその年度について、例えば特別秘書あるいは市会議員というところと何か自分が関わりがあった、あるいはその働きかけがあった、あるいはそのような話を耳にしたそういったこ

とがないかということは、聞き取りの中で、当時関わった職員に対してしっかりと聞き取り を行いましたが、そういった事実は一切出てこなかったので、両件について関わりがないも のと解することが妥当ではないかというような結論なってございます。以上でございます。

みつなか美由紀(共産・緑区): ないということを証明することほど難しいことはないというふうにも言われることということで、特別秘書さんの証言とか、記憶などから、この了見については関わりがないいうふうに結論に至ったということで、このことについてこれ以上、記憶をというところに追及をしてもですねなかなか埒が明かないというところもあるかと思いますので、結果として、どの説明会においても公平公正性を欠くものではなかったということで、だからといって、こういう問題がですね、結果オーライでよかったねということではいけないと思うんです。市長の発言に対し職員 A さんはそれを阻止したということでそれは冒頭の、今委員会の冒頭のあの検証部会の目的というところでも局の方から説明をありましたけれども、名古屋市職員の倫理の保持に関する条例というのがありますよね、その中で、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、持って公務に対する市民の信頼を確保することを目的とするということで今回、職員の A さんは、この倫理を全うしきちんと職務に当たられたということだと思います。

ところが一方あの市長の方はですね、この条例は市長には該当しないんですけれども、別の条例もあって名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例と、いうところで、その第 | 条にですね、職員の公正かつ公平な所、職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、透明性の高い市政を推進し、もって市政に対する市民の信頼を確立することを目的とするとこれは市長も該当する、そういう条例であります。ここに明らかに反する行為が市長におかれては今回されたということであると私は認識しています。

本来はこの説明会ね、反対派の意見方が多くて、あの賛成の方も、もっと来てほしいという思いがあったと。

賛成の方が反対の方にも賛成の方にも同じように、あの説明を聞いてほしいと。

そういう思いがあったということではありますけども、本来こういう説明会参加したい、意見言いたい聞きたいことがあるっていう市民の方がね、自主的に参加する説明会であって、 もちろんそういうふうに広報に努めるということは必要だとは思いますけれども。

反対派が多いから、賛成の人も呼べんのかというね、そういう歪んだ発言がされたというの はね、やっぱり看過できないと思っております。賛成反対両方からの意見を聞くことの公正 性がですね、河村市長では担保できないのではないかと。

市長のとしての姿勢に、あの問題があるんじゃないかということも言わざるを得ないと思います。

今後は検証のね、最終報告がまたされると思いますけれども、このような市長ではまともな 事業を行えないのではないかと。

私の意見を付して、質問を終わります。

金城ゆたか (陽向・瑞穂区): ちょっと私からも | 点ちょっと気になったんで、お尋ねをしますけど、今報告書の説明を受けた中で、確かに人数がやっぱり少ない。参加者の人数が少ないというのもあって、そういう部分でもやっぱ反対者の方が多いからという。

あれもあって、今回のこういうできるだけ賛成する、賛成する方というかいろんな市民の方 に参加していただきたいというのは市長の思いも理解はできます。

ただ今回のようにこれ見てると30年度でそういう話があったっていうことで、元年度ですか。

30年度はそういう市長からの申し出でがあって、それは職員は断ったと。できないと。

それはいいんですけど、そのあたり、やっぱり中川委員の発言がやっぱり元年の 12 月 3 日 の件で、であるということを考えると、この間にやっぱり市民説明会がある中で、その他、 やっぱり特別秘書から何らかのあれがあったではないかなっていう非常に気になるんです けど。

その辺のことに対して特別秘書からのやっぱりヒアリングっていうのは、されたわけでしょ。

総務課長:まずもってこの調査は、観光文化交流としての調査でありますので、基本的に局内の職員を対象にして実施しております。

ただ市長は自治体の説明会の登壇者として関わっているということもありますのでいわゆるこの事業に直接的あるいは間接的に関わった職員を今回のヒアリング対象にしているということで、田中特別秘書はあの事業そのもの事業というのはいわゆるこの市民向け説明会ということでございますけれどもこの事業に関わってる職員ではないというふうにまず理解をしています。

その上で、この聞き取りの中で田中特別秘書からの、例えば働きかけであるとか、一緒に共謀して何か行動を起こしたとかいうような、あるいはそういった噂を聞いたとか、そういったの証言が出てくれば、当然それは一方の当事者として、まさにその先ほど来申し上げて少し苦言をていされた話の突合という意味で、話を聞かなきゃいけないなというふうに思っておりましたが、結果として職員からそういった証言は一切あの出てこなかったので、田中特別対する聞き取り等々はおこなっていないということが事実でございます。

金城ゆたか (陽向・瑞穂区): やっぱりね、こうやって特別秘書との係わり今回中川委員の話で出てきたっちゅうことは、その前にも何かあったのかなと考えるのは普通当たり前なんで、できるだけいろんな市民を入れていただきたいちゅうのはあったと思うんですね。だからこそ、何とかあの人を集めてもらえんだろうかっていう考えるのは普通、当たり前だと思うんで、やっぱこういう問題があったなら、やっぱり特別秘書にも、やっぱりヒアリングをして、確認をすべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

総務課長:一部繰り返しの答弁になるかと思うんですが、まずこの事業において、田中特別 秘書は、事業に直接も間接も関わっている職員ではないということが、ございます。

それから、それから職員に対する調査ヒアリングの中で、田中特別秘書の関与を疑わせるような事実っていうのは、何も出ていなかったということがあります。

それから先に2月定例会において環境委員会で、まさに調査権を持つ先生方が田中特別秘書を委員会に呼んで様々なご質疑あったかと承知しておりますけれども、そのときも記憶がないというような答弁だったかと思います。

この枠組みはですね、いわゆる局としての調査ということを考えますと、なかなかこういった状況の中で、田中特別秘書に対する聞き取りを行うっていう判断に至らなかったと承知しております。

委員 浅井正仁(自民・中川区):いいかな、それはおかしいと思うよ。

ね、これ何の総点検何の総点検これ。

何の総点検か言ってみてよ。

総務課長:はい今回の総点検というのは、少しいろいろと振り返ってみますと、名古屋城天守閣木造復元事業を巡って、まず令和5年6月3日にバリアフリーにかかわる市民討論会ということでございました。

ここで参加者の差別発言を制止できなかったりという事案がございました。

そして去る2月定例会において、この予算審議に際し、総務環境委員会においては、その令和元年度のいわゆる桜参加問題というのが、取り上げられ、またあの当委員会においても市長ら職員への働きかけに関する発言が取り上げられたこうした状況の中で、この名古屋城天守閣木造業事業に関する市民向け説明会こういうこの市民向け説明会に、市民からの疑念が生じていることを重視をいたしまして、過去に及ぶ市民説明会の総点検を行い、その結果を市民の代表の皆様である委員の皆さんにご報告をする。

そういった一連のプロセスだと承知してございます。

委員 浅井正仁(自民・中川区): あなたさっきね、田中特別秘書は関係ないって言ったけど、 うちはそんなことわかんないじゃん報告しなきゃ何のための総点検。特別秘書は、名古屋城 に関与しなかったの。

してたじゃん。桜入れたかもしれないじゃん。違うか。

それが入ってないのはおかしい。

さらに言うならば、ね今金城委員が言った。

ああそうかと思って、副市長も入ってないじゃん。

なんで副市長は入ってないの。

総務課長:田中特別秘書に対する認識見解等考えとしてはでございますけどいわゆる準備、 企画、立案本日の登壇等々そういった関係にですね副市長も関与していなかったので、

委員 浅井正仁(自民・中川区):それうちはわかんないじゃん。

そのための総点検でしょう。

ヒアリング対象者じゃん何のための総点検さっき小出委員も言ったけど、この書簡が、付帯 決議のための書簡に思えてしょうがないんだけど、ね。

委員長これさ、このヒアリングは当時の副市長たちも、名古屋城担当というところで関与してるわけですよ。

特別秘書だって桜入れたか入れんかはわかんないけどもね、メールが出てきた以上は、その ヒアリング対象でしょう。

違いますか。

委員長:今、浅井委員の方からご指摘がありましたので、お答えさせていただきます。 当局の説明対象こちらのヒアリングの対象者ということで、当局のその対象者の認識の方優 先させていただきました。

委員 浅井正仁(自民・中川区):優先じゃなくてさ、いや僕は足りないんじゃないのかなって言って、多分金城委員もそう思って発言してるから。

金城ゆたか (陽向・瑞穂区): せっかく検証するわけですから、やっぱり田中秘書もここで中川委員との関わりがあって出てきてるっていうことは、市長がいいとか悪いとかじゃなくて、しっかりやっぱり市民の説明をするためにも、こういうことがあった。なかった。

実際やってたかどうかも含めて、やっぱり全て検証すべきだと思うんです。

そうしないと、ちゃんとした検証だなんて市民の皆さん理解しないと思うですよ。

だから、市長が悪いとか、いいとか悪いとかそんなことではないわけです。

しっかり説明をして、こういう事実があったということを説明すれば、市民の皆様、納得するし、そして次に進めるということが、私はちょっと気になったので、そこら辺をやっていただきたいなと思います。

総務課長:繰り返しになりますが、局の職員に対する調査において、田中特別秘書から何らかのそういう関わりというものが証言として出てくれば、その一方の当事者として調査を行うという考えは当初から一定の想定の中にございましたが、そういった事実が一切出てこなかったいうことで、田中特別秘書に対する聞き取りは行ってこなかったということでございます。

金城ゆたか (陽向・瑞穂区): 職員の皆さんは平成 30 年にことわって市長に言ってるわけですね。

そうすると、田中特別賞が職員と話してっていうことは考えられないと思うんです。

そうすると自分地元の人とか、どういうふうに人を集めたらいいのかって考えたら、中川議 員のような形になるのかなという、どうしても市民側としては思ってしまうんです。

そう考えると、だから、あったかないかをちょっと聞いてもらえばいい話じゃないすか。

そういうことやったのかっていうことは、なかったって言ったらそれで終わりじゃないすか 職員の話ではなくて、それ以外の話の部分をやっぱり特別秘書にお尋ねすべきだと、ヒアリ ングすべきだと。私は思うんです。

そうする方が、これはっきりすると思います。

それを要望して、終わります。

佐治局長: すいません。 先ほど浅井委員の方からその副市長は対象でなかったのかというお尋ねがございました。

今の副市長は当時市観光文化局長しておりますので、その立場でヒアリングはしているところでございますので、そこは申し添えておきたいと思っております。

広沢副市長はヒアリングしておりません。

委員 浅井正仁(自民・中川区): 不十分だよね。

総点検で不十分ね。

これ読めば読むほど、何かいろんなことを思いついてちゃって、ね申し訳ないんだけど、正副さんにはい取り計らってもらったんだけど、令和 2 年 6 月定例会の質疑付帯決議を踏まえて決めたという趣旨の発言が 5 ページにあるんだけど、普通に考えれば、令和 5 年度の市民討論会、これも調査対象だと僕は思うんだけど、なぜ、この討論会は調査対象に入っていないのか教えてください。

総務課長:令和5年度の市民討論会、いわゆるそのバリアフリーの市民討論会でございますけれどもこちらにつきましては、第三者による検証が行われており我々局として、局全体として、その検証を受ける立場であるということでますので、そちらの検証に委ねる形で今回の総点検の対象からは外しているということでございます。

委員 浅井正仁(自民・中川区): それはおかしいんじゃないのかな。

他の局っていうのは、総務関係のことだよね。あちらは、人権だよ。人権を調査してんの。 あなたたちは、ね、市民向け説明会の総点検全然違うじゃん。

総務環境で、やっとることでいいということは、観文の総務環境は部会か。 違うでしょ。

全然趣旨が違うじゃん。

それをもってなんで総点検っていうのかわかんない。ね。

それから、この文面、総務環境の中間報告の書き方と全く違うね。

A職員これ、特定できちゃうよ。ね。

30 年度におった職員これって人権上どうなんだろう僕は犯人探しはやめてくれっていった。 魔女がりもやめてくれといった。今回の資料でこれわかっちゃうよ。大丈夫なの。

A 職員人権的に、議員はいいとしてもね。これでわかっちゃったよ。この資料が出ることによって。

あなたたち公務員は、名札だって変わるんでしょう。ね、名字だけになるんでしょ。

今回この資料をね見とってね。いいんだろうかと思いました。

あなた人権を一番大切するってあの事件の後、局長言ってましたよね。

職員の人権はないんだろうか。

正直に話した職員を、オープンにすることが果たしていいんだろうか。

そこは | 回よく考えていただきたいと思います。

それからね、これ市長がさ、このヒアリング対象当事者だでね、委員会だもんで。

いろいろ調整するわね。

もちろん、ね。調整するよね。

総務課長:今回、市長もヒアリングの対象でありますので、当然までヒアリングをということはございました。

それからそのヒアリングを行った結果というものを確認するっていうことも必要なので当 然そういったあの場面も設けてございます。

それから、まず大まかなこの方向として、さきの委員会の答弁と、それからこの付帯決議というものがされたということを踏まえまして、こういった形で局としての調査をおこなう。そういったご報告も当初のところで差し上げておりますし、本日こうして委員会の臨むということでありますので、こういう調査でというようなことの報告確認も市長に対して行ってございます。

委員 浅井正仁(自民・中川区):それはおかしくない。

当事者に何回も何回も、確認行いって。

事実を報告すればいいだけの話であってね。

これ、この間市長室に行って、局長が何回市長室に呼ばれていったかって。

4月4日 I2日、5月の9日 5月の21日 24日 27日 28日 29日、多分昨日も行ってますわね。こんなに行く必要あるんだろうか。何を調整しとんかな、よくわかんない。ね。これ、裁判だってね、これ当事者はさ、除斥されるんですよそんなに当事者に意見を聞く場合でもない。

先ほどね、片岡課長は当事者だっていったからね。

果たしてこれが公正なね、公平なこの検証報告書なのかね。

僕は甚だ疑問に思っちゃう。ね。

だって当事者んとこ行って何回も何回も話してんだ。

これ付帯つけたときね、あの北野委員が、議運の委員長だったかな。

あのときに、市長はいきなり『議会を訴えてやる』っていって入ってきたね。名誉毀損だって。あれ赤松先生もおったね。いわれたよね、言われたよね。

多分、うちらが議会が訴えられる筋合いこれない話なんだよね。

局長が答弁した話だからそれに対して、多分局長たちも相当言われてると僕は思う。ね。

議会に言うぐらい議長さんも、ご挨拶行ったとき、多分言われとると思うけどてことは職員 に対したって多分あれを修正しろだとかいろんなこと言われてるね。

果たしてこれがいいんだろうかって疑問が残る。

それで委員長、

申し訳ないんだけど、この資料では僕不十分だと思うですよ。

今日はねこれでやめてね。

さっき言った金城委員が言った田中特別秘書そして、広沢副市長。

そして、今、市長とのやり取りの中で答弁ね、この文面が変わった資料ね。

資料で、次回所管を開いていただきたいんだけど、正副で諮ってもらえますか。

委員長:今、浅井委員の方から、ご意見がございましたので正副で協議したいと思います。 暫時休憩させていただきます。

それでは、ただいま浅井委員からのご発言につきまして、正副委員長で協議させていただき たいと存じますので、暫時休憩いたします。

なお、再開は追ってご連絡させていただきます。

委員長:お待たせいたしました。

ただいまから経済水道委員会を再開いたします。

先ほど浅井委員からご発言のありました件につきまして、正副委員長で協議いたしました結果本日の委員会はこの程度とさせていただき本件につきましては、後日改めて委員会を行うことにしたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員 浅井正仁(自民・中川区): 先ほどの資料はよろしいでしょうね。 そうなの。すいません。

委員長:それでは左様取り扱わさせていただきます。

なお、委員会の開催時期、資料の調整等につきましては、正副委員長一任の扱いとさせてい ただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

本日の予定は以上であります。

局長:すいません、浅井委員からいくつかの追加の資料の調査の要求がございました令和5年度の市民討論会、この関係につきましては現在まだスポーツ市民局におきまして検証委員会ついております。観光文化交流局ときにおきましても、最終報告が出てた段階で総括をしたいという、いうことこの間もあの委員会でも申し上げてきたところでございます。したがいまして令和5年度に係る総点検の範囲とその提出時期につきましては、また正副委員長さんとご相談の上、調整させていただこうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長:他によろしいでしょうか。

局長:もう一つもう、申し忘れました。先ほど小出委員から浅井委員から本日の委員会資料につきましてご指摘があった点につきましても、次回提出際にはできる限り修正した形で対応させていただこうと思いますのでよろしくお願いと思います委員長:他にございませんでしょうか。

本日の予定は以上であります。

これにて、本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。